

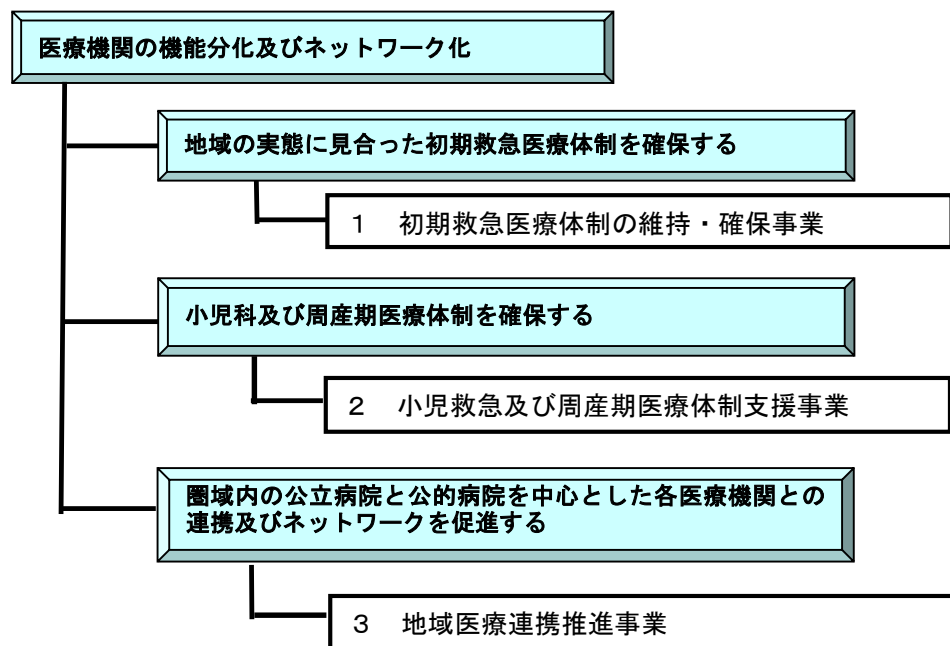
(参考) 共生ビジョンにおける「協定に基づき推進する具体的取組」の対比

【現行ビジョン】 具体的取組の体系

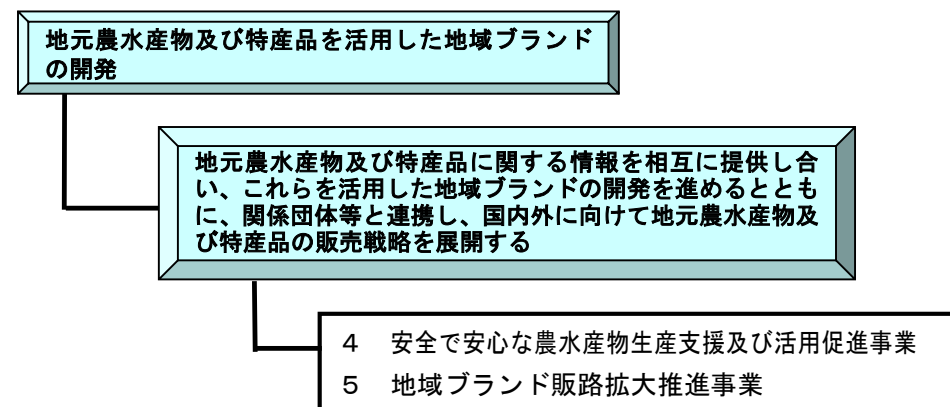
1 政策分野別共生ビジョンの体系

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

① 医療



② 産業振興

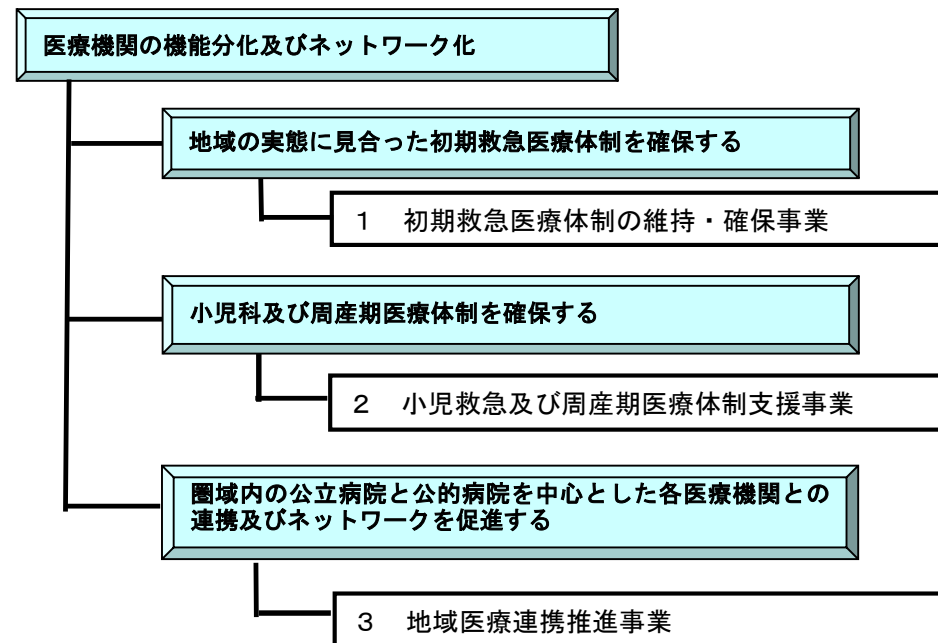


【第2次ビジョン】 具体的取組の体系

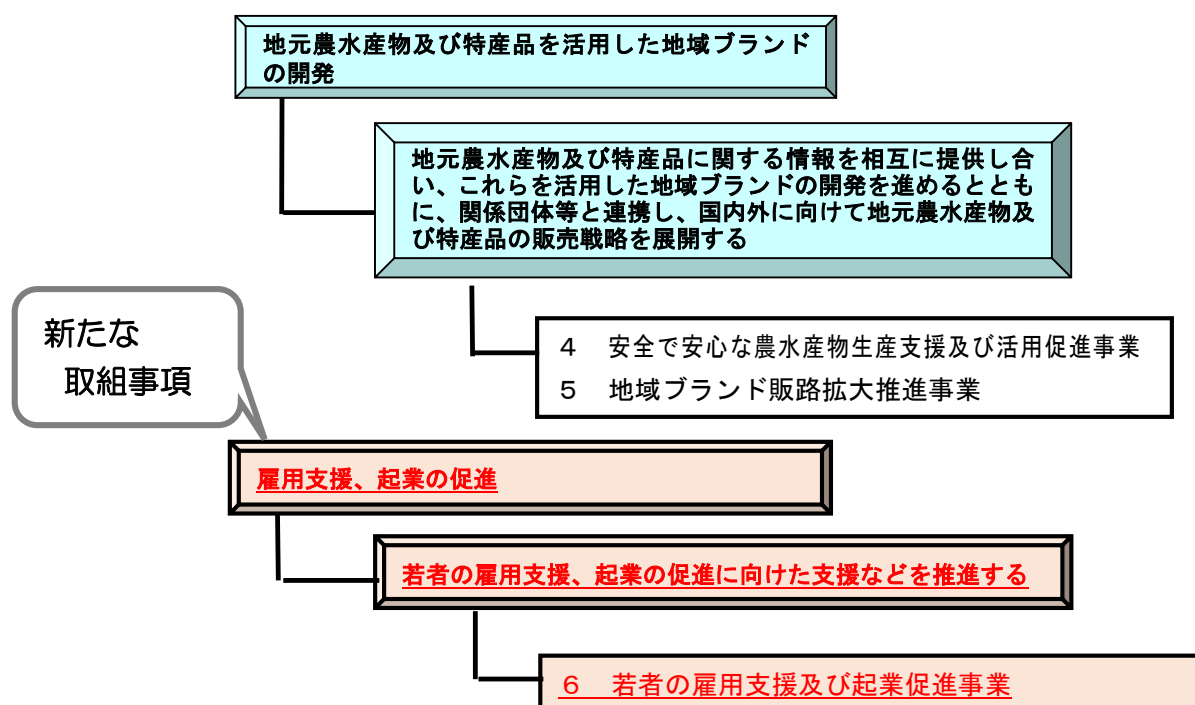
1 政策分野別共生ビジョンの体系

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

① 医療

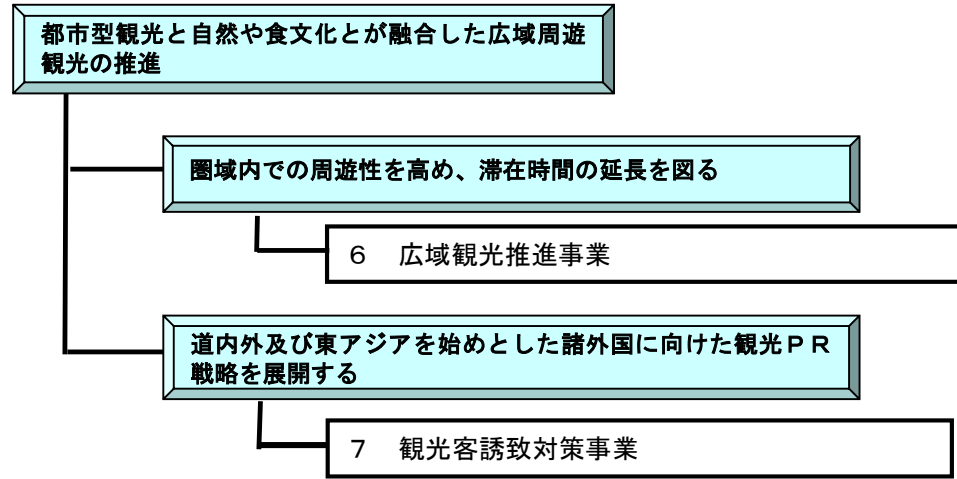


② 産業振興

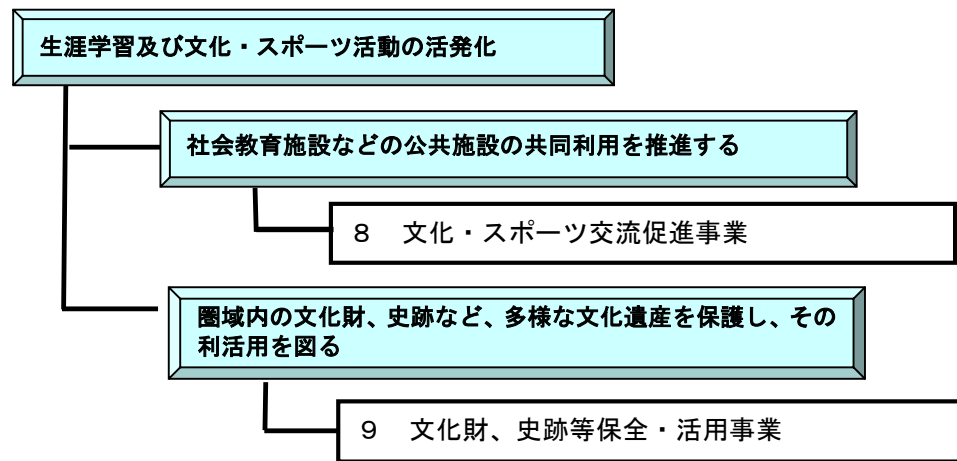


【現行ビジョン】 具体的取組の体系

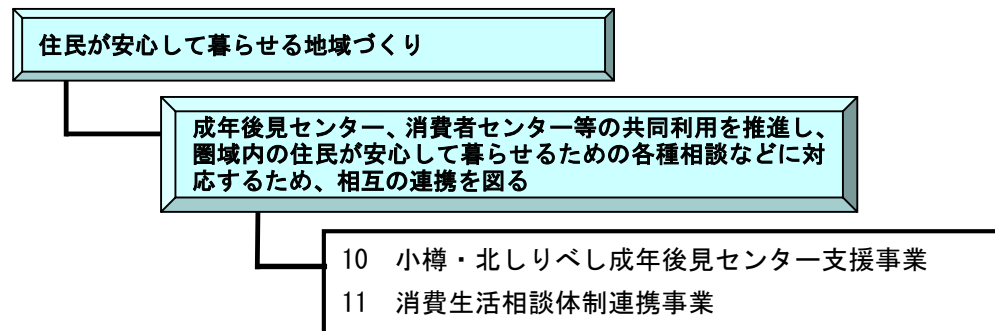
③ 広域観光



④ 教育

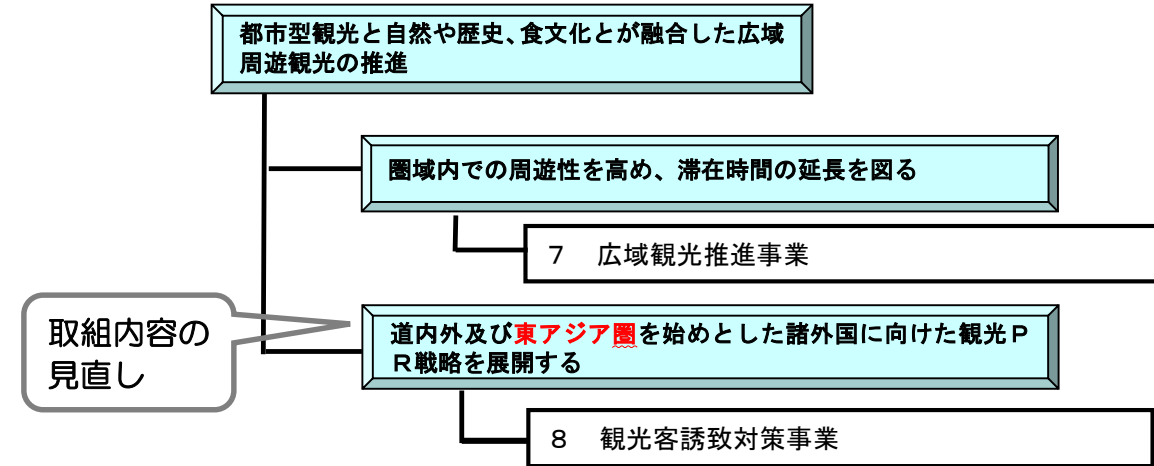


⑤ その他

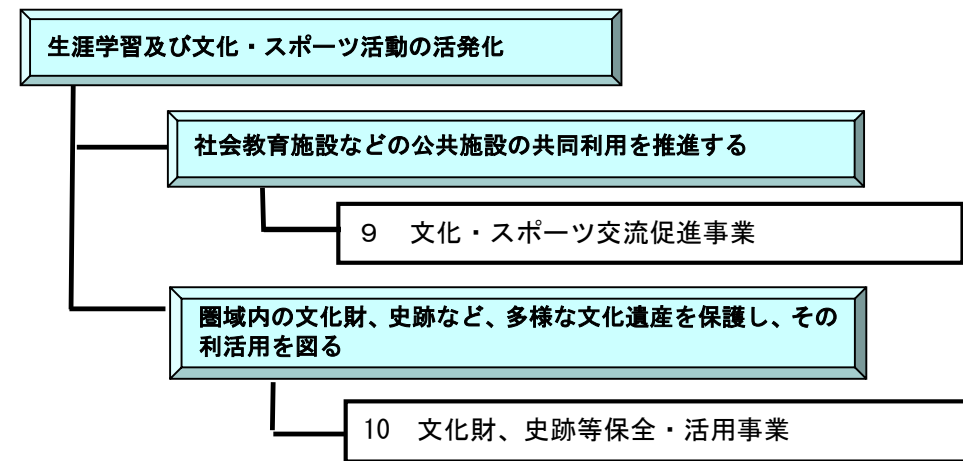


【第2次ビジョン】 具体的取組の体系

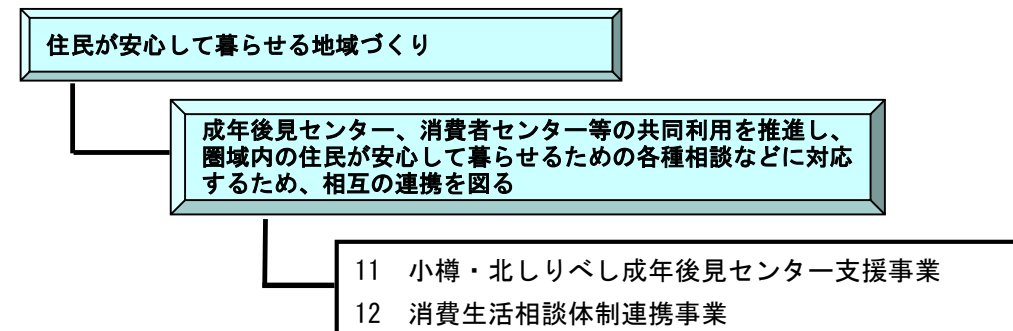
③ 広域観光



④ 教育



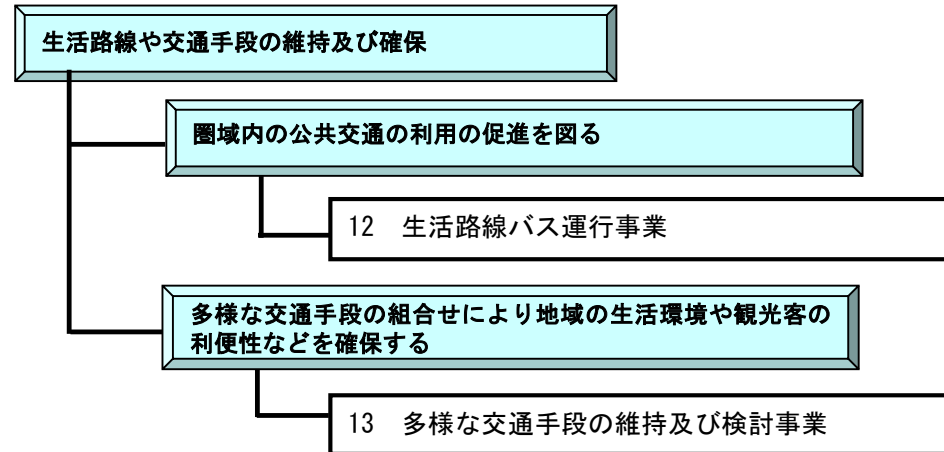
⑤ その他



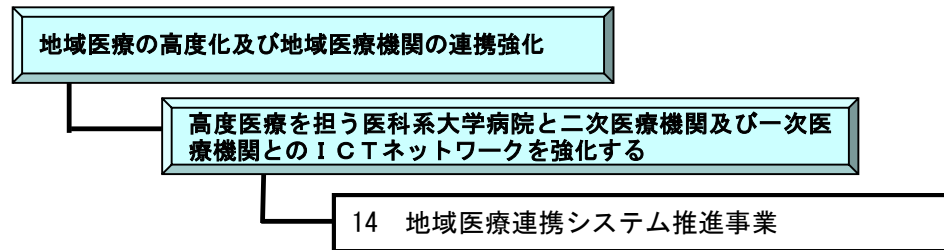
【現行ビジョン】 具体的取組の体系

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

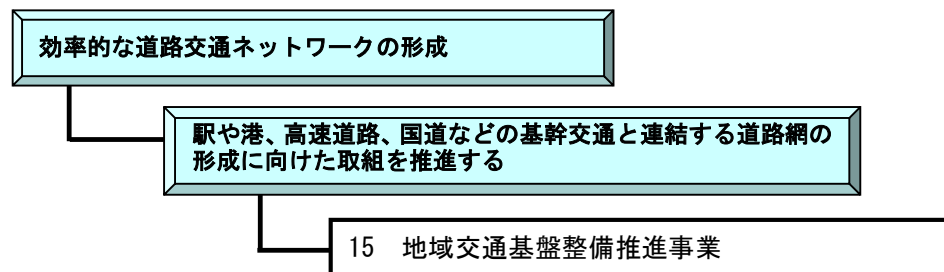
① 地域公共交通



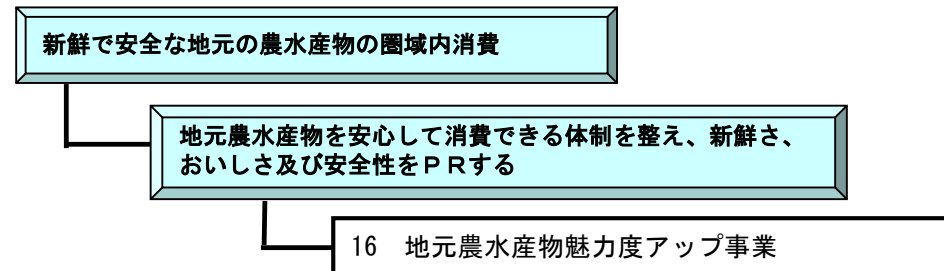
② 情報格差の解消に向けたICT（情報通信技術）インフラの整備



③ 道路等の交通インフラの整備



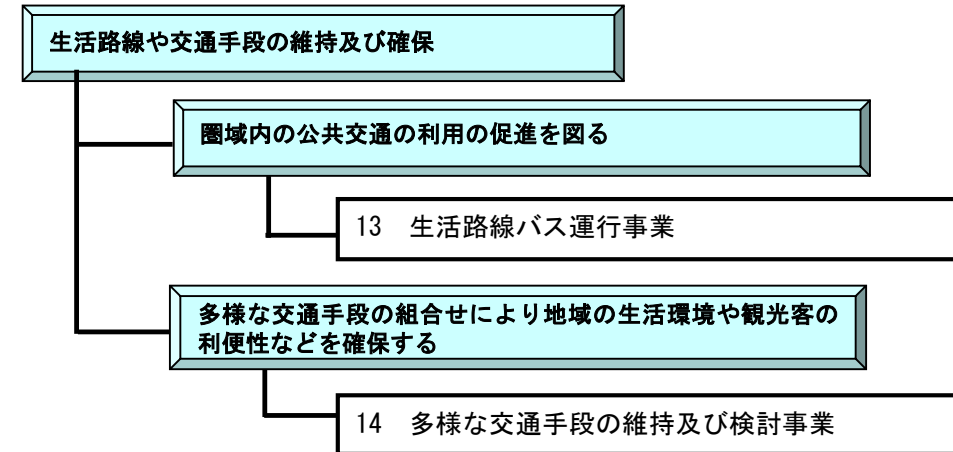
④ 生産者と消費者との連携による地産地消



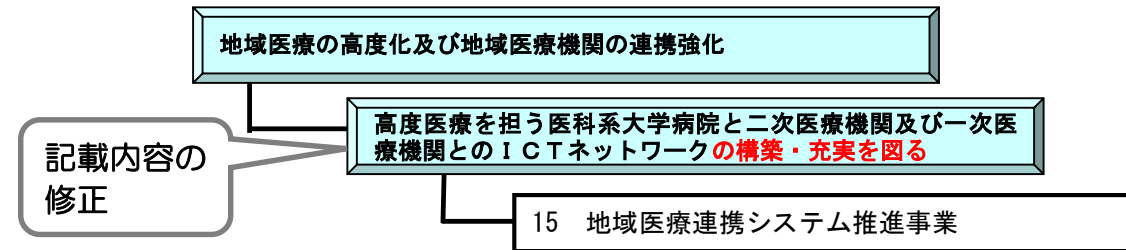
【第2次ビジョン】 具体的取組の体系

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

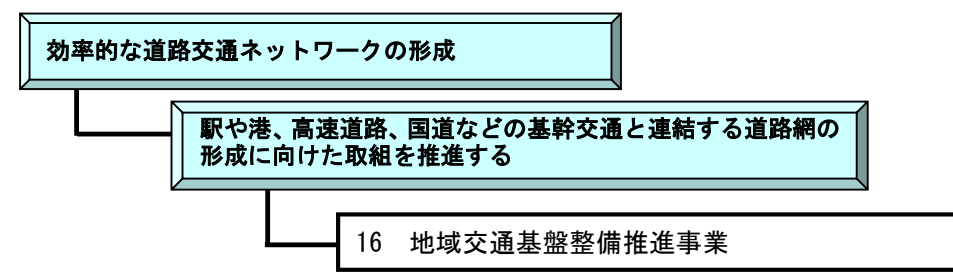
① 地域公共交通



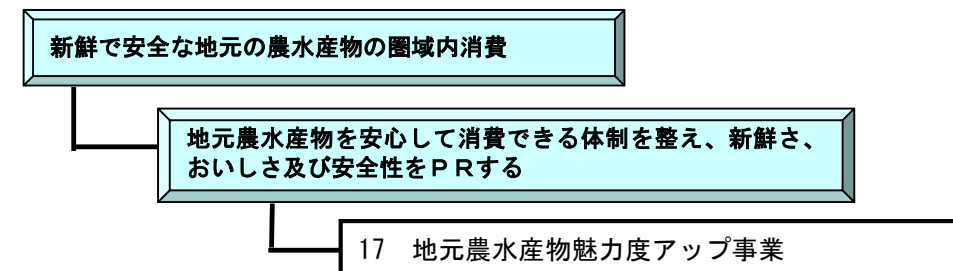
② 情報の格差解消に向けたICT（情報通信技術）インフラの整備



③ 道路等の交通インフラの整備

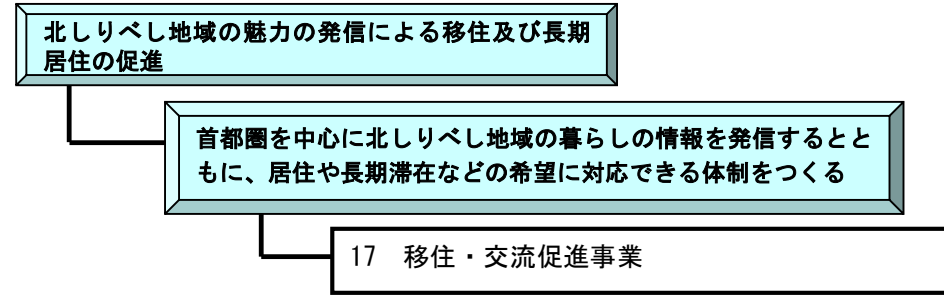


④ 生産者と消費者との連携による地産地消



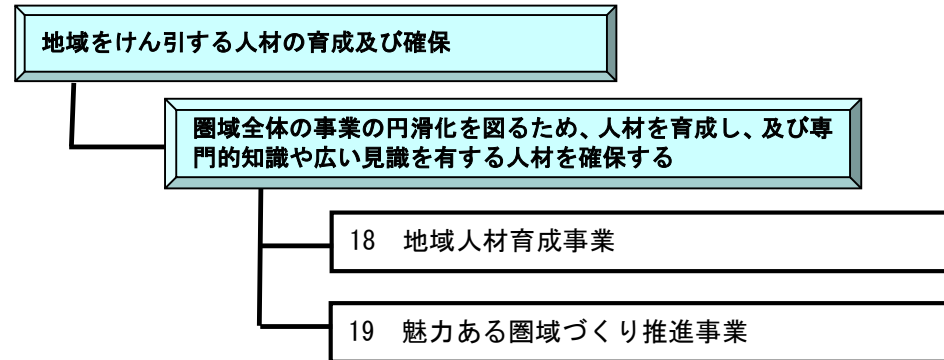
【現行ビジョン】 具体的取組の体系

⑤ 地域内外の住民との交流及び移住

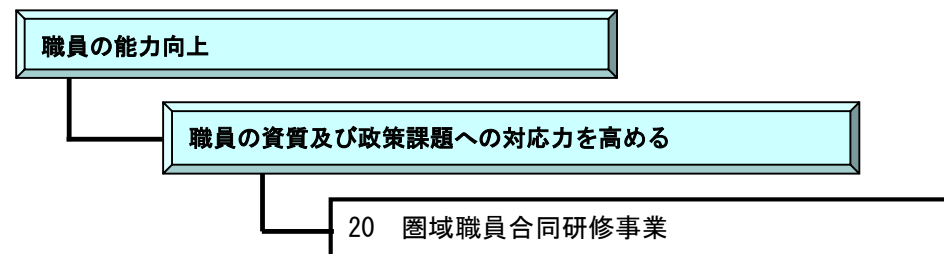


(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

① 人材育成

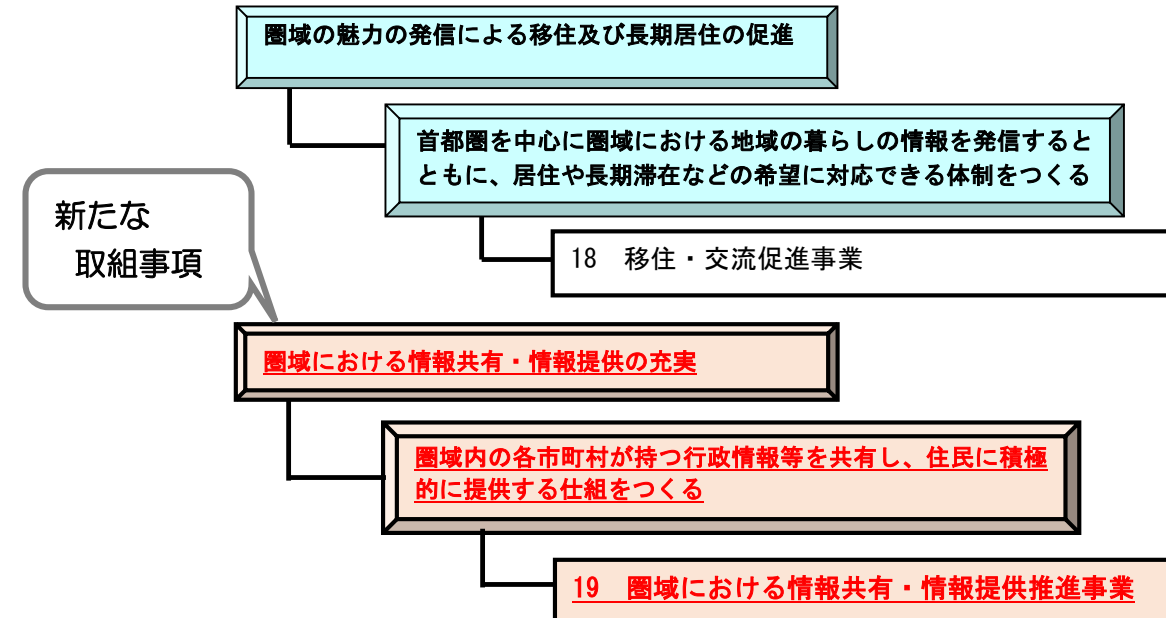


② 圏域内市町村の職員の能力向上



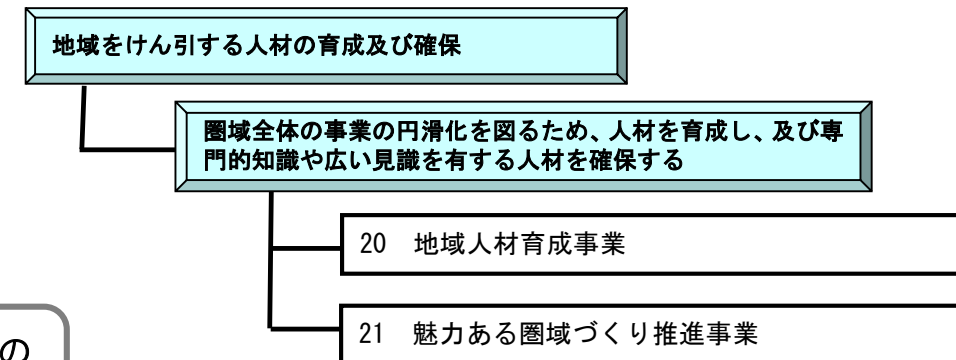
【第2次ビジョン】 具体的取組の体系

⑤ 圏域内外の住民との交流及び移住



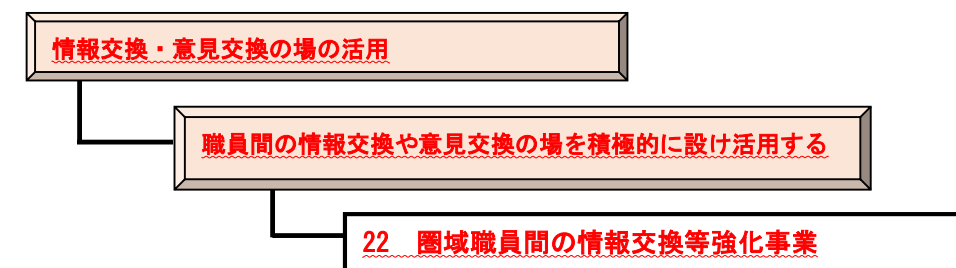
(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

① 人材育成



取組内容の見直し

② 圏域内市町村職員間における情報交換や意見交換の場の積極的活用



【現行ビジョン】 政策分野別の事業概要

2 生活機能の強化に係る政策分野の事業概要

(1) 医療

協定書の内容	協定項目・取組事項	医療機関の機能分化及びネットワーク化 (1) 地域の実態に見合った初期救急医療体制を確保する。
	中心市の役割	ア 初期救急医療の需要を把握する。 イ 夜間急病センター、休日夜間当番制など、初期救急医療体制の在り方を検討する。 ウ 圏域に適応した初期救急医療体制を構築する。
	関係町村の役割	小樽市が行う初期救急医療体制を確保するための施策に対し、必要な協力及び支援を行う。
事業の概要		小樽市と余市町が担っている圏域内の初期救急医療体制の維持・確保を図り、圏域内住民による利用状況を把握するとともに、救急医療の啓発を行います。

事業名	1 初期救急医療体制の維持・確保事業	実施主体	全市町村		
事業内容	○初期救急医療体制の維持 小樽市と余市町が担っている圏域の初期救急医療体制(夜間、日曜日や祝日、土曜日の午後の急病患者への対応)に対して、必要な支援を行います。 ○実態調査及び普及啓発 圏域内の住民による利用実態を把握するとともに、住民が適切に利用するための救急医療の啓発を行います。				
取組成果	・圏域内の初期救急医療体制の維持・確保が図られ、圏域の住民が安心して暮らすことができます。 ・救急医療の啓発により、圏域内の住民が地域医療の救急体制についての認識が生まれ、適正な利用が期待できます。				
年度別事業費(千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	155,024	176,031	328,664	255,630	128,149
充当財源					



【第2次ビジョン】 政策分野別の事業概要

(1) 生活機能の強化に係る政策分野の事業概要

① 医療

協定書の内容	協定項目・取組事項	医療機関の機能分化及びネットワーク化 (1) 地域の実態に見合った初期救急医療体制を確保する。
	中心市の役割	ア 初期救急医療の需要を把握する。 イ 夜間急病センター、休日夜間当番制など、初期救急医療体制の在り方を検討する。 ウ 圏域に適応した初期救急医療体制を構築する。
	関係町村の役割	小樽市が行う初期救急医療体制を確保するための施策に対し、必要な協力及び支援を行う。
事業の概要		小樽市と余市町が担っている圏域内の初期救急医療体制の維持・確保を図り、圏域内住民による利用状況を把握するとともに、救急医療の啓発を行います。

事業名	1 初期救急医療体制の維持・確保事業	実施主体	全市町村		
事業内容	○初期救急医療体制の維持 小樽市と余市町が担っている圏域の初期救急医療体制(夜間、日曜日や祝日、土曜日の午後の急病患者への対応)に対して、必要な支援を行います。 ○実態調査及び普及啓発 圏域内の住民による利用実態を把握するとともに、住民が適切に利用するための救急医療の啓発を行います。				
取組成果	・圏域内の初期救急医療体制の維持・確保が図られ、圏域の住民が安心して暮らすことができます。 ・救急医療の啓発により、圏域内の住民が地域医療の救急体制についての認識が生まれ、適正な利用が期待できます。				
年度別事業費(千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	—————▶				
充当財源					

【現行ビジョン】 政策分野別の事業概要

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	医療機関の機能分化及びネットワーク化 (2) 小児科及び周産期医療体制を確保する。
	中心市の役割	二次医療機関における小児科、周産期医療体制及び小児科救急医療体制を維持し、継続するため、必要に応じた支援を行う。
	関係町村の役割	小樽市が行う二次医療機関における小児科、周産期医療体制及び小児科救急医療体制を確保するための施策に対し、必要な協力及び支援を行う。
事業の概要		圏域内の二次医療機関における周産期医療体制及び小児科救急医療体制を確保するため、医療機関に対し必要な協力及び支援を行います。

事業名	2 小児救急及び周産期医療体制支援事業	実施主体	全市町村		
事業内容	○小児救急医療体制の維持 小児の救急患者に対する医療を確保するため、小樽市は必要な支援を行うとともに、圏域内の利用実態を調査します。 ○周産期医療体制の支援 圏域構成市町村で圏域内の周産期医療体制を維持するために、必要な支援を行います。				
取組成果	・地域周産期医療センターの役割を担う医療機関の機能強化が図られます。 ・圏域内で将来を担う子供たちが健康に暮らせる環境の整備が図られます。				
年度別 事業費(千円)	平成22年度 18,491	平成23年度 17,909	平成24年度 23,843	平成25年度 22,235	平成26年度 23,616
充当財源	道補助金				



【第2次ビジョン】 政策分野別の事業概要

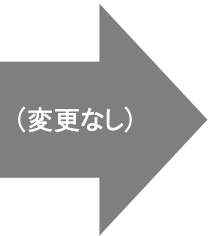
協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	医療機関の機能分化及びネットワーク化 (2) 小児科及び周産期医療体制を確保する。
	中心市の役割	二次医療機関における小児科、周産期医療体制及び小児科救急医療体制を維持し、継続するため、必要に応じた支援を行う。
	関係町村の役割	小樽市が行う二次医療機関における小児科、周産期医療体制及び小児科救急医療体制を確保するための施策に対し、必要な協力及び支援を行う。
事業の概要		圏域内の二次医療機関における周産期医療体制及び小児科救急医療体制を確保するため、医療機関に対し必要な協力及び支援を行います。

事業名	2 小児救急及び周産期医療体制支援事業	実施主体	全市町村		
事業内容	○小児救急医療体制の維持 小児の救急患者に対する医療を確保するため、小樽市は必要な支援を行うとともに、圏域内の利用実態を調査します。 ○周産期医療体制の支援 圏域構成市町村で圏域内の周産期医療体制を維持するために、必要な支援を行います。				
取組成果	・地域周産期医療センターの役割を担う医療機関の機能強化が図られます。 ・圏域内で将来を担う子供たちが健康に暮らせる環境の整備が図られます。				
年度別 事業費(千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
充当財源					

【現行ビジョン】 政策分野別の事業概要

協 定 書 の 内 容	協定項目・取組事項	医療機関の機能分化及びネットワーク化 (3) 圏域内の公立病院と公的病院を中心とした各医療機関との連携及びネットワーク化を促進する。
	中心市の役割	一次医療及び二次医療を担う各医療機関の役割と機能を明確にするとともに、医療情報の共有化及びネットワーク化を促進するなど、新たな医療連携体制づくりに取り組む。
	関係町村の役割	医療機関連携やネットワーク化などを円滑に促進するため、関係町村の区域内の医療機関に対し支援を行うとともに、小樽市が行う施策に対し必要な協力を行う。
事業の概要		地域間の医療連携を実現し、圏域内で完結する医療体制を構築するため、地域の医療体制の維持・確保を行い、ネットワークの構築に取り組みます。

事業名	3 地域医療連携推進事業	実施主体	全市町村		
事業内容	<p>○地域医療体制の維持・確保 圏域内の住民が安心して暮らせるために、地域に公共医療機関がない町村は民間の病院・診療所の維持・確保に努めます。</p> <p>○ネットワーク化の構築 圏域内において、二次医療までおおむね地域で完結できる医療体制の確立を目指すために、小樽市立病院、公的病院が地域連携クリニカルパスを推進するなど、機能分担の下、ネットワーク化を推進するとともに、小樽市立病院が地域の医療従事者の資質向上を図るための地域医療連携センターとしての機能の充実を図りながら、地域医療体制の維持・確保を行います。</p>				
取組成果	医療機関の役割・機能の効率的分担により、患者にスピーディーで最適な医療サービスの提供ができます。				
年度別事業費(千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	80,645	78,368	80,094	105,813	119,466
充当財源	起債：過疎債				



【第2次ビジョン】 政策分野別の事業概要

協 定 書 の 内 容	協定項目・取組事項	医療機関の機能分化及びネットワーク化 (3) 圏域内の公立病院と公的病院を中心とした各医療機関との連携及びネットワーク化を推進する。
	中心市の役割	一次医療及び二次医療を担う各医療機関の役割と機能を明確にするとともに、医療情報の共有化及びネットワーク化を推進するなど、新たな医療連携体制づくりに取り組む。
	関係町村の役割	医療機関連携やネットワーク化などを円滑に促進するため、関係町村の区域内の医療機関に対し支援を行うとともに、小樽市が行う施策に対し必要な協力を行う。
事業の概要		地域間の医療連携を実現し、圏域内で完結する医療体制を構築するため、地域の医療体制の維持・確保を行い、ネットワークの構築に取り組みます。

事業名	3 地域医療連携推進事業	実施主体	全市町村		
事業内容	<p>○地域医療体制の維持・確保 圏域内の住民が安心して暮らせるために、地域に公共医療機関がない町村は民間の病院・診療所の維持・確保に努めます。</p> <p>○ネットワーク化の構築 圏域内において、二次医療までおおむね地域で完結できる医療体制の確立を目指すために、小樽市立病院、公的病院が地域連携クリニカルパスを推進するなど、機能分担の下、ネットワーク化を推進するとともに、小樽市立病院が地域の医療従事者の資質向上を図るための地域医療連携センターとしての機能の充実を図りながら、地域医療体制の維持・確保を行います。</p>				
取組成果	医療機関の役割・機能の効率的分担により、患者にスピーディーで最適な医療サービスの提供ができます。				
年度別事業費(千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	—————▶				
充当財源					

【現行ビジョン】 政策分野別の事業概要

(2) 産業振興

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	地元農水産物及び特産品を活用した地域ブランドの開発 地元農水産物及び特産品に関する情報を相互に提供し合い、これらを活用した地域ブランドの開発を進めるとともに、関係団体等と連携し、国内外に向けて地元農水産物及び特産品の販売戦略を展開する。
	中心市の役割	ア 圏域内の農水産物及び特産品、農業漁業体験等の情報などを収集し、関係町村とともに圏域内外を始め国内外に広くPRする。 イ 関係団体等と連携し、関係町村とともに地元農水産物及び特産品を活用した地域ブランドづくりに取り組む。 ウ 圏域内外で実施されるイベント、物産展等に関する情報を関係町村に提供し、共にPR活動や販路拡大に取り組む。 エ 関係団体等と連携し、関係町村とともに海外における市場調査、販路の開拓及び圏域のPRに取り組む。
	関係町村の役割	ア 関係町村の区域内で産出される農水産物及び特産品に関する情報を小樽市に提供して、小樽市とともにそのPRを行い、地域ブランドづくりを推進する。 イ 小樽市とともに地元農水産物及び特産品の国内外における販路拡大に取り組む。
事業の概要		国が進める農商工連携の取組を推進することにより、新商品の開発の促進が図られるとともに、圏域内の農水産物の情報を首都圏に情報発信し、首都圏での活用を図ります。

事業名	4 安全で安心な農水産物生産支援及び活用促進事業	実施主体	全市町村
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○地域資源の安定生産 農水産物の安定生産を図るため、国や北海道の制度の活用を通じ必要な支援を行います。 ○地域ブランドの創出 産学官連携や農商工連携など異業種交流の推進により、圏域内の農水産物に付加価値を付ける取組を推進し、地域ブランドの創出を図ります。 ○情報発信 圏域内の農水産物の魅力を知ってもらうために、札幌圏や首都圏などに対し情報発信を図っていきます。 		
取組成果	圏域内の農水産物の情報の共有により、販路開拓と新商品開発が図られます。		
年度別 事業費(千円)	平成22年度 54,751	平成23年度 57,893	平成24年度 49,527
充当財源	起債：過疎債		

事業名	5 地域ブランド販路拡大推進事業	実施主体	全市町村
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○道内外における販路拡大 札幌圏を中心とした道内外での観光と物産フェアに参加することにより地元の安全・安心な農水産物や特産品の販路拡大と観光PRを図ります。 ○東アジア圏での販路開拓 小樽港と上海が定期コンテナ航路で結ばれていることから、上海を始めとする中国市場においてプロモーションを行うとともに、東アジア圏での新たな市場開拓に向けて調査・研究を行います。 		
取組成果	新たな販路拡大策の展開によって「北しりべし」の知名度の向上が図られます。		
年度別 事業費(千円)	平成22年度 4,018	平成23年度 3,343	平成24年度 9,772
充当財源	国庫補助金、道補助金、起債：過疎債		

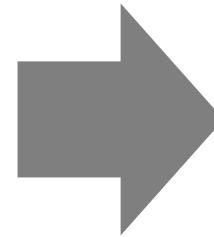
【第2次ビジョン】 政策分野別の事業概要

② 産業振興

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	地元農水産物及び特産品を活用した地域ブランドの開発 地元農水産物及び特産品に関する情報を相互に提供し合い、これらを活用した地域ブランドの開発を進めるとともに、関係団体等と連携し、国内外に向けて地元農水産物及び特産品の販売戦略を展開する。
	中心市の役割	ア 圏域内の農水産物及び特産品、農業漁業体験等の情報などを収集し、関係町村とともに圏域内外を始め国内外に広くPRする。 イ 関係団体等と連携し、関係町村とともに地元農水産物及び特産品を活用した地域ブランドづくりに取り組む。 ウ 圏域内外で実施されるイベント、物産展等に関する情報を関係町村に提供し、共にPR活動や販路拡大に取り組む。 エ 関係団体等と連携し、関係町村とともに海外における市場調査、販路の開拓及び圏域のPRに取り組む。
	関係町村の役割	ア 関係町村の区域内で産出される農水産物及び特産品に関する情報を小樽市に提供して、小樽市とともにそのPRを行い、地域ブランドづくりを推進する。 イ 小樽市とともに地元農水産物及び特産品の国内外における販路拡大に取り組む。
事業の概要		国が進める農商工連携の取組を推進することにより、新商品の開発の促進が図られるとともに、圏域内の農水産物の情報を首都圏に情報発信し、首都圏での活用を図ります。

事業名	4 安全で安心な農水産物生産支援及び活用促進事業	実施主体	全市町村
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○地域資源の安定生産 農水産物の安定生産を図るため、国や北海道の制度の活用を通じ必要な支援を行います。 ○地域ブランドの創出 産学官連携や農商工連携など異業種交流の推進により、圏域内の農水産物に付加価値を付ける取組を推進し、地域ブランドの創出を図ります。 ○情報発信 圏域内の農水産物の魅力を知ってもらうために、札幌圏や首都圏などに対し情報発信を図っていきます。 		
取組成果	圏域内の農水産物の情報の共有により、販路開拓と新商品開発が図られます。		
年度別 事業費(千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
充当財源	→		

事業名	5 地域ブランド販路拡大推進事業	実施主体	全市町村
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○道内外における販路拡大 地元の素材を生かした加工食品等の開発を促進するとともに、道内外での物産展の開催及び支援、アンテナショップの展開、展示会への出展などにより、地場産品のPRと販路拡大を図ります。 		
取組成果	<p>○海外に向けた販路拡大 海外への販路拡大を目的とする商談会、展示会等への参加や、新たな商品の輸出などに対して必要な支援を行うことにより、地場産品の海外での販路開拓・拡大を促進します。</p>		
取組成果	新たな販路拡大策の展開により、圏域の産業基盤の維持・確保が図られます。		
年度別 事業費(千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
充当財源	→		



取組内容の
見直し

記載内容の修正

○海外に向けた販路拡大
海外への販路拡大を目的とする商談会、展示会等への参加や、新たな商品の輸出などに対して必要な支援を行うことにより、地場産品の海外での販路開拓・拡大を促進します。

【現行ビジョン】 政策分野別の事業概要

(取組なし)



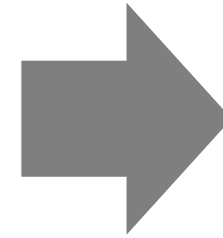
【第2次ビジョン】 政策分野別の事業概要

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	雇用支援及び起業の促進 若者の雇用支援、起業の促進に向けた支援を推進する。
	中心市の役割	ア 圏域内の高等学校及び企業と連携し、圏域内での雇用促進を図る。 イ 市内での起業を促進するため、必要な支援を行う。
	関係町村の役割	ア 小樽市が実施する雇用促進の取組に対し、関係町村の区域内にある高等学校及び企業に参加を呼びかけるなどの必要な協力を行う。 イ 区域内の住民に対し、小樽市が実施する起業促進の取組を周知する。
事業の概要		圏域内における若者の雇用を促進するため、企業説明会などの開催に係る支援を行うほか、起業を促進するための支援を行います。

事業名	6 若者の雇用支援及び起業促進事業	実施主体	全市町村		
事業内容	<p>○若者の雇用支援 圏域内の高等学校や企業と連携し、企業説明会やセミナーなどを行い、圏域内での若者の雇用に結びつけます。</p> <p>○起業の促進に向けた支援 新たに起業しようとする者に対し、起業に必要な支援を行い、事業の安定化に向けたサポートを行います。</p>				
取組成果	<p>高校生の就職に向けた実践力の習得や就労意欲の向上につながるほか、雇用のミスマッチ防止が期待できます。また、新たな起業が増えることで、圏域内の産業振興につながることを期待できます。</p>				
年度別 事業費(千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
充当財源					

【現行ビジョン】 政策分野別の事業概要

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	都市型観光と自然や食文化とが融合した広域周遊観光の推進 (2) 道内外及び東アジアを始めとした諸外国に向けた観光PR戦略を展開する。			
	中心市の役割	関係団体等と連携し、観光客に対する圏域の情報を一元化して、道内、道外及び東アジアを中心とした観光PRを行う。			
	関係町村の役割	小樽市と協働して観光PRを行う。			
事業の概要		海外からのより一層の観光客の誘致を推進するために、東アジア圏に絞った観光プロモーションを行い、他の地域にないニーズにマッチした観光情報の発信や観光PRを行います。また、外国人が一人でも観光できるような受入れ環境の整備を行います。			
事業名	7 観光客誘致対策事業	実施主体	全市町村		
事業内容	<p>○観光キャンペーンの実施 小樽市が行う国内外でのキャンペーンに共に参加することより、小樽市の知名度を活用しながら観光客の誘致を図ります。</p> <p>○外国人観光客の誘致 今後、増加が見込まれる中国人観光客の誘致を進めるため、プロモーション活動や広告掲載などにより、情報発信を図る。また、満足度を高めるため、観光案内所での外国語対応やパンフレットの多言語化のほか、言葉の壁を意識することなく過ごせる体制づくりに取り組みます。</p>				
取組成果	知名度や海外留学生など小樽の強みを生かした施策により、効果的な圏域のPRと海外への観光情報の発信と受入れ体制の充実が図られます。				
年度別 事業費(千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	32,750	35,895	30,999	31,122	27,054
充当財源	国庫補助金、道補助金、起債：過疎債				



【第2次ビジョン】 政策分野別の事業概要

取組内容の見直し

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	都市型観光と自然や歴史、食文化とが融合した広域周遊観光の推進 (2) 道内外及び <u>東アジア圏</u> を始めとした諸外国に向けた観光PR戦略を展開する。			
	中心市の役割	関係団体等と連携し、観光客に対する圏域の情報を一元化して、道内、道外及び <u>東アジア圏を始めとした諸外国に向けた</u> 観光PRを行う。			
	関係町村の役割	小樽市と協働して観光PRを行う。			
事業の概要		<u>東アジア圏はもとより、東南アジア圏など、海外からのより一層の観光客の誘致を推進するために、</u> 観光プロモーションを行い、観光客のニーズにマッチした観光情報の発信や観光PRを行います。また、外国人が一人でも観光できるような受入れ環境の整備を行います。			
事業名	8 観光客誘致対策事業	実施主体	全市町村		
事業内容	<p>○観光キャンペーンの実施 小樽市が行う国内外でのキャンペーンに共に参加することより、小樽市の知名度を活用しながら観光客の誘致を図ります。</p> <p>○外国人観光客の誘致 <u>東アジア圏はもとより、今後増加が見込まれる東南アジア圏など、</u>海外からの観光客の誘致を進めるため、プロモーション活動や広告掲載などにより、情報発信を図ります。また、満足度を高めるため、観光案内所での外国語対応やパンフレットの多言語化<u>など、</u>言葉の壁を意識することなく過ごせる環境づくりに取り組みます。 <u>さらに、食と結びつけた観光情報をよりグローバル*な視点で発信する取組について、産・学・官での連携した取組も視野に入れ、推進します。</u></p>				
取組成果	知名度や海外留学生など小樽の強みを生かした施策により、効果的な圏域のPRと海外への観光情報の発信と受入れ体制の充実が図られます。				
年度別 事業費(千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
充当財源					

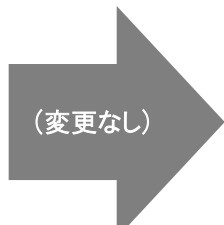
※「グローバル(Glocal)」とは、グローバル(Global:地球規模の、世界規模の)とローカル(Local:地方の、地域的な)を合わせた造語。「世界的な視野で考え、地域に根ざした視点で行動する」という考え方。

【現行ビジョン】 政策分野別の事業概要

(4) 教育

協定書の内容	協定項目・取組事項	生涯学習及び文化・スポーツ活動の活発化 (1) 社会教育施設などの公共施設の共同利用を推進する。
	中心市の役割	ア 市民センター、文学館、美術館、総合体育館等の公共施設の利用案内及びイベント、市民大学講座、各種講演会などの総合的な情報を関係町村に提供する。 イ 市民に対し、圏域全体の公共施設の利用案内及びイベント等の情報を周知する。
	関係町村の役割	ア 関係町村が有する公共施設の利用案内及びイベント等の情報を小樽市に提供する。 イ 区域内の住民に対し、圏域全体の公共施設の利用案内及びイベント等の情報を周知する。
事業の概要		文化活動及びスポーツ活動等の場の拡充を図るため、社会教育施設や体育施設で行われるイベントなどの情報を共有し、住民が講演会などに参加できる機会を提供します。

事業名	8 文化・スポーツ交流促進事業	実施主体	全市町村		
事業内容	圏域内の住民にとっての文化活動及びスポーツ活動等の場の拡充を図るため、各市町村で開催される講座や、イベント情報について、ホームページなどを活用して情報を発信するとともに、施設の相互利用を進めるなど、利便性の向上を図ります。				
取組成果	圏域内の住民すべてに文化活動及びスポーツ活動など、参加の機会を提供することで、人づくりとまちの活性化が図られます。				
年度別事業費(千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	535	631	556	499	510
充当財源	起債：過疎債				



【第2次ビジョン】 政策分野別の事業概要

④ 教育

協定書の内容	協定項目・取組事項	生涯学習及び文化・スポーツ活動の活発化 (1) 社会教育施設などの公共施設の共同利用を推進する。
	中心市の役割	ア 市民センター、文学館、美術館、総合体育館等の公共施設の利用案内及びイベント、市民大学講座、各種講演会などの総合的な情報を関係町村に提供する。 イ 市民に対し、圏域全体の公共施設の利用案内及びイベント等の情報を周知する。
	関係町村の役割	ア 関係町村が有する公共施設の利用案内及びイベント等の情報を小樽市に提供する。 イ 区域内の住民に対し、圏域全体の公共施設の利用案内及びイベント等の情報を周知する。
事業の概要		文化活動及びスポーツ活動等の場の拡充を図るため、社会教育施設や体育施設で行われるイベントなどの情報を共有し、住民が講演会などに参加できる機会を提供します。

事業名	9 文化・スポーツ交流促進事業	実施主体	全市町村		
事業内容	圏域内の住民にとっての文化活動及びスポーツ活動等の場の拡充を図るため、各市町村で開催される講座や、イベント情報について、ホームページなどを活用して情報を発信するとともに、施設の相互利用を進めるなど、利便性の向上を図ります。				
取組成果	圏域内の住民すべてに文化活動及びスポーツ活動など、参加の機会を提供することで、人づくりとまちの活性化が図られます。				
年度別事業費(千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	—————▶				
充当財源					

【現行ビジョン】 政策分野別の事業概要

協定書の内容	協定項目・取組事項	生涯学習及び文化・スポーツ活動の活発化 (2) 圏域内の文化財、史跡など、多様な文化遺産を保護し、その利活用を図る。
	中心市の役割	圏域内における文化財、史跡など、多様な文化遺産の情報を市民に周知するとともに、共同で文化遺産の調査研究、展示等を行うことにより、その利活用を図る。
	関係町村の役割	区域内の住民に対し、圏域内の文化財、史跡など、多様な文化遺産の情報を周知するとともに、小樽市とともにその利活用を図る。
事業の概要		圏域内にある文化財、史跡、歴史的建造物などの保存を行うとともに、共同で多様な文化遺産の利活用を図ります。

事業名	9 文化財、史跡等保全・活用事業	実施主体	全市町村		
事業内容	○文化財、史跡などの保全・活用 各市町村にある文化財や史跡、歴史的建造物などについて、有識者、関係団体と連携し、維持・保護を図るとともに、地域資源としての利活用を推進します。				
取組成果	圏域内にある文化財、史跡や歴史的建造物などの保存及び利活用を図ることにより、まちの活性化と新たな観光資源を創出することができます。				
年度別 事業費(千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	11,514	10,394	11,549	24,194	36,536
充当財源	国庫補助金、道補助金、 北海道緊急雇用創出推進事業、特別交付税(総務省地域おこし協力隊)				



【第2次ビジョン】 政策分野別の事業概要

協定書の内容	協定項目・取組事項	生涯学習及び文化・スポーツ活動の活発化 (2) 圏域内の文化財、史跡など、多様な文化遺産を保護し、その利活用を図る。
	中心市の役割	圏域内における文化財、史跡など、多様な文化遺産の情報を市民に周知するとともに、共同で文化遺産の調査研究、展示等を行うことにより、その利活用を図る。
	関係町村の役割	区域内の住民に対し、圏域内の文化財、史跡など、多様な文化遺産の情報を周知するとともに、小樽市とともにその利活用を図る。
事業の概要		圏域内にある文化財、史跡、歴史的建造物などの保存を行うとともに、共同で多様な文化遺産の利活用を図ります。

事業名	10 文化財、史跡等保全・活用事業	実施主体	全市町村		
事業内容	○文化財、史跡などの保全・活用 各市町村にある文化財や史跡、歴史的建造物などについて、有識者、関係団体と連携し、維持・保護を図るとともに、地域資源としての利活用を推進します。				
取組成果	圏域内にある文化財、史跡や歴史的建造物などの保存及び利活用を図ることにより、まちの活性化と新たな観光資源を創出することができます。				
年度別 事業費(千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	—————→				
充当財源					

【現行ビジョン】 政策分野別の事業概要

(5) その他

協定書の内容	協定項目・取組事項	住民が安心して暮らせる地域づくり 成年後見センター、消費者センター等の共同利用を推進し、圏域内の住民が安心して暮らせるための各種相談などに対応するため、相互の連携を図る。
	中心市の役割	ア 成年後見センターを整備し、権利擁護の相談や利用支援を行う。 イ 消費生活に関する情報を関係町村に提供するとともに、消費者センターの共同利用について検討する。 ウ 圏域内の住民の各種相談に対応する環境整備について、必要に応じて検討する。
	関係町村の役割	ア 区域内の住民に対し、小樽市が整備する成年後見センターの概要などを周知するとともに、その利用に関し、必要に応じた支援を行う。 イ 区域内の住民に対し、小樽市からの消費生活に関する情報を提供するとともに、消費者センターの共同利用について、小樽市と検討する。 ウ 小樽市が行う各種相談業務を関係町村の地域の住民が利用できるよう、その環境整備について、必要に応じて小樽市と検討する。
事業の概要		圏域内の住民の権利擁護の相談や利用支援を行うため、成年後見センターを運営する小樽市社会福祉協議会を支援するとともに、小樽市消費者センターの共同利用の推進に努めます。

事業名	10 小樽・北しりべし成年後見センター支援事業	実施主体	全市町村			
事業内容	圏域構成市町村は、小樽市社会福祉協議会が運営する小樽・北しりべし成年後見センターにおいて、権利擁護の相談などの機能充実と、市民後見人の育成を図るための必要な支援を行います。					
取組成果	認知症や、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分で、なおかつ資産がない方や少ない方の権利を守り、地域で安心して生活できる環境を整備することができます。					
年度別 事業費(千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
	8,579	13,845	22,612	22,632	26,681	
充当財源	国庫補助金、道補助金					

事業名	11 消費生活相談体制連携事業	実施主体	全市町村			
事業内容	消費生活関連の多様化・複雑化したトラブルを回避するために、圏域内の住民が小樽市消費者センターで消費生活に関する相談を受けられる体制を図ります。					
取組成果	よりきめ細かく消費者相談ニーズに対応することができます。					
年度別 事業費(千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
	9,272	11,414	10,137	9,858	10,213	
充当財源	道補助金					

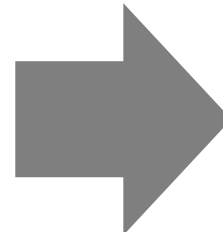
【第2次ビジョン】 政策分野別の事業概要

⑤ その他

協定書の内容	協定項目・取組事項	住民が安心して暮らせる地域づくり 成年後見センター、消費者センター等の共同利用を推進し、圏域内の住民が安心して暮らせるための各種相談などに対応するため、相互の連携を図る。
	中心市の役割	ア 成年後見センターの <u>運営を支援し、共同利用を促進する。</u> イ 消費生活に関する情報を関係町村に提供するとともに、消費者センターの共同利用を推進する。 ウ 圏域内の住民の各種相談に対応する環境整備について、必要に応じて検討する。
	関係町村の役割	ア 区域内の住民に対し、 <u>小樽市社会福祉協議会が運営している</u> 成年後見センターの概要などを周知するとともに、その利用に関し、必要に応じた支援を行う。 イ 区域内の住民に対し、小樽市からの消費生活に関する情報を提供する <u>ほか、小樽市が設置している消費者センターの概要などを周知するとともに、その利用に関し、必要に応じた支援を行う。</u> ウ 小樽市が行う各種相談業務を関係町村の地域の住民が利用できるよう、その環境整備について、必要に応じて小樽市と検討する。
事業の概要		圏域内の住民の権利擁護の相談や利用支援を行うため、成年後見センターを運営する小樽市社会福祉協議会を支援するとともに、 <u>小樽・北しりべし消費者センター</u> の共同利用の推進に努めます。

事業名	11 小樽・北しりべし成年後見センター支援事業	実施主体	全市町村			
事業内容	圏域構成市町村は、小樽市社会福祉協議会が運営する小樽・北しりべし成年後見センターにおいて、権利擁護の相談などの機能充実と、市民後見人の育成を図るための必要な支援を行います。					
取組成果	認知症や、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分で、なおかつ資産がない方や少ない方の権利を守り、地域で安心して生活できる環境を整備することができます。					
年度別 事業費(千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	—————▶—————▶—————▶—————▶—————▶					
充当財源						

事業名	12 消費生活相談体制連携事業	実施主体	全市町村			
事業内容	消費生活関連の多様化・複雑化したトラブルを回避するために、圏域内の住民が <u>小樽・北しりべし消費者センター</u> で消費生活に関する相談を受けられる体制を図ります。					
取組成果	よりきめ細かく消費者相談ニーズに対応することができます。					
年度別 事業費(千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	—————▶—————▶—————▶—————▶—————▶					
充当財源						



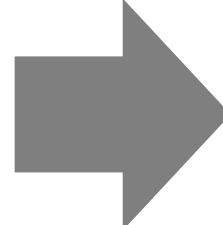
【現行ビジョン】 政策分野別の事業概要

3 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の事業概要

(1) 地域公共交通

協 定 書 の 内 容	協定項目・ 取組事項	生活路線や交通手段の維持及び確保 (1) 圏域内の公共交通の利用の促進を図る。
	中心市の役割	ア 駅やフェリーターミナル、病院、観光地、商店街などとのアクセス向上のため、路線バスの分かりやすく、利用しやすい経路やダイヤ案内、雪や寒さを防ぐバスシェルターの整備などの取組を支援する。 イ 関係団体等と協力し、公共交通の利用促進の啓発活動を行う。
	関係町村の役割	ア 住民の移動動態を把握し、バス路線の効率的な運行経路、運行時間等について、小樽市に情報を提供する。 イ 小樽市と連携し、公共交通の利用促進の啓発活動を行う。
事業の概要	生活の移動手段として自動車が必要な役割を担っているものの、その一方で、高齢者や学生など、自動車を運転しない市民にとって、バスなどの公共交通は日常生活に欠かせない交通手段となっていることから、関係事業者と調整を図り、通勤・通学、通院などに必要な生活交通の維持・確保を行うとともに、公共交通の利用向上について調査・研究を行います。	

事業名	1 2 生活路線バス運行事業	実施主体	全市町村		
事業内容	○生活路線バスの確保 関係町村の住民が町村内の病院・診療所や中心市である小樽市の都市機能を利用するため、日常生活に必要な路線バスの維持・確保を図ります。 ○圏域における地域に見合った地域公共交通の在り方の検討 高齢化が進展する中、生活機能の維持を図るために、圏域間の公共交通の在り方等について検討します。				
取組成果	公共交通ネットワークを維持することにより、中心市である本市の病院や、商業施設といった都市機能を広域的に利用することができ、生活に必要な交通手段を維持することができます。				
年度別 事業費(千円)	平成22年度 24,671	平成23年度 26,675	平成24年度 28,176	平成25年度 32,317	平成26年度 32,379
充当財源					



【第2次ビジョン】 政策分野別の事業概要

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の事業概要

① 地域公共交通

協 定 書 の 内 容	協定項目・ 取組事項	生活路線や交通手段の維持及び確保 (1) 圏域内の公共交通の利用の促進を図る。
	中心市の役割	ア 駅やフェリーターミナル、病院、観光地、商店街などとのアクセス向上のため、路線バスの分かりやすく、利用しやすい経路やダイヤ案内、雪や寒さを防ぐバスシェルターの整備などの取組を支援する。 イ 関係団体等と協力し、公共交通の利用促進の啓発活動を行う。
	関係町村の役割	ア 住民の移動動態を把握し、バス路線の効率的な運行経路、運行時間等について、小樽市に情報を提供する。 イ 小樽市と連携し、公共交通の利用促進の啓発活動を行う。
事業の概要	生活の移動手段として自動車が必要な役割を担っているものの、その一方で、高齢者や学生など、自動車を運転しない市民にとって、バスなどの公共交通は日常生活に欠かせない交通手段となっていることから、関係事業者と調整を図り、通勤・通学、通院などに必要な生活交通の維持・確保を行うとともに、公共交通の利用向上について調査・研究を行います。	

事業名	1 3 生活路線バス運行事業	実施主体	全市町村		
事業内容	○生活路線バスの確保 関係町村の住民が町村内の病院・診療所や中心市である小樽市の都市機能を利用するため、日常生活に必要な路線バスの維持・確保を図ります。 ○圏域における地域に見合った地域公共交通の在り方の検討 高齢化が進展する中、生活機能の維持を図るために、 <u>運行時間や乗降箇所などの実態把握を通じ</u> 、圏域間の公共交通の在り方等について検討します。				
取組成果	公共交通ネットワークを維持することにより、中心市である本市の病院や、商業施設といった都市機能を広域的に利用することができ、生活に必要な交通手段を維持することができます。				
年度別 事業費(千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
充当財源					

【現行ビジョン】 政策分野別の事業概要

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	生活路線や交通手段の維持及び確保 (2) 多様な交通手段の組合せにより、地域の生活環境や観光客の利便性などを確保する。
	中心市の役割	公共交通機関の経路又はダイヤで賄いきれない地域や時間帯での交通アクセスについて、デマンドタクシーやレンタカーなどを組み合わせた多様な交通移動手段の利用も考慮した総合的な交通体系を構築する。
	関係町村の役割	小樽市と連携し、総合的な交通体系の構築に取り組む。
事業の概要		地域住民の通院などの交通手段の確保のため、公共交通機関の経路又はダイヤで賄いきれない交通アクセスの維持確保のため、関係する事業への補助を行うとともに、関係町村にある交通手段の実態を把握します。

事業名	1 3 多様な交通手段の維持及び検討事業	実施主体	全市町村		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○デマンドタクシー等の維持 現在、公共交通機関の経路又はダイヤで賄いきれない地域での診療所などへの交通手段の確保を行います。 ○多様な交通手段の活用の検討 圏域住民及び観光客などの利便性向上のため、多様な交通手段の活用について検討を行います。 				
取組成果	地域の生活交通の維持が図られます。				
年度別 事業費(千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	7,834	8,324	8,485	9,183	11,634
充当財源					

【第2次ビジョン】 政策分野別の事業概要

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	生活路線や交通手段の維持及び確保 (2) 多様な交通手段の組合せにより、地域の生活環境や観光客の利便性などを確保する。
	中心市の役割	公共交通機関の経路又はダイヤで賄いきれない地域や時間帯での交通アクセスについて、デマンドタクシーやレンタカーなどを組み合わせた多様な交通移動手段の利用も考慮した総合的な交通体系を構築する。
	関係町村の役割	小樽市と連携し、総合的な交通体系の構築に取り組む。
事業の概要		地域住民の通院などの交通手段の確保のため、公共交通機関の経路又はダイヤで賄いきれない交通アクセスの維持確保のため、関係する事業への補助を行うとともに、関係町村にある交通手段の実態を把握します。

事業名	1 4 多様な交通手段の維持及び検討事業	実施主体	全市町村		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>通院バス</u>等の維持 現在、公共交通機関の経路又はダイヤで賄いきれない地域での診療所などへの交通手段の確保を行います。 ○多様な交通手段の確保の検討 圏域住民及び観光客などの利便性向上のため、交通空白地帯における過疎地有償運送の導入など、国等の制度の活用も視野に入れながら、多様な交通手段の確保について検討を行います。 				
取組成果	地域の生活交通の維持が図られます。				
年度別 事業費(千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	—————▶—————▶—————▶—————▶—————▶				
充当財源					

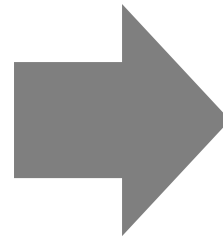
記載内容の修正

【現行ビジョン】 政策分野別の事業概要

(2) 情報格差の解消に向けたICT（情報通信技術）インフラの整備

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	地域医療の高度化及び地域医療機関の連携強化 高度医療を担う医科系大学病院と二次医療機関及び一次医療機関とのICTネットワークを強化する。
	中心市の役割	ア 医療機関のオーダーリングシステム、電子カルテなどの電子化に伴い、画像等の患者情報を必要とする医療機関に瞬時に転送できるICTシステムの導入に取り組む。 イ 遠隔地画像診断システムの導入について、調査研究を始める。
	関係町村の役割	ICTネットワークの強化に当たり、区域内の関係医療機関と調整する。
事業の概要		各医療機関とのICTネットワークの構築を図ることにより、患者の診療情報の共有化を図ります。

事業名	14 地域医療連携システム推進事業	実施主体	全市町村		
事業内容	○医療機関相互のネットワークシステムの構築 地域医療における病院・診療所の連携を図るため、インターネットを介して患者診療情報を共有する地域医療連携システムを導入し、地域医療体制の維持・確保を図ります。				
取組成果	中心市の病院と関係町村にある病院・診療所の連携により、地域医療体制の維持・確保が図られます。				
年度別 事業費（千円）	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	—	—	—	—	—
充当財源					



【第2次ビジョン】 政策分野別の事業概要

② 情報格差の解消に向けたICT（情報通信技術）インフラの整備

記載内容の修正

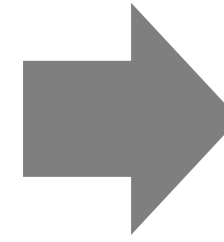
協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	地域医療の高度化及び地域医療機関の連携強化 高度医療を担う医科系大学病院と二次医療機関及び一次医療機関とのICTネットワークの <u>構築・充実を図る</u> 。
	中心市の役割	ア 医療機関のオーダーリングシステム、電子カルテなどの電子化に伴い、画像等の患者情報を必要とする <u>医療機関に転送できるICTネットワークの構築・充実を図る</u> 。 イ 遠隔地画像診断システムの導入について、調査研究を行う。
	関係町村の役割	ICTネットワークの <u>構築・充実</u> に当たり、区域内の関係医療機関と調整する。
事業の概要		<u>圏域内の各医療機関におけるICTインフラの実態把握を行い</u> 、ICTネットワークの構築・ <u>充実</u> を図ることにより、患者の診療情報の共有化を図ります。

事業名	15 地域医療連携システム推進事業	実施主体	全市町村		
事業内容	○医療機関相互のネットワークシステムの構築 地域医療における病院・診療所の連携を図るため、インターネットを介して患者診療情報を共有する地域医療連携システムを導入し、地域医療体制の維持・確保を図ります。				
取組成果	中心市の病院と関係町村にある病院・診療所の連携により、地域医療体制の維持・確保が図られます。				
年度別 事業費（千円）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	—————▶				
充当財源					

【現行ビジョン】 政策分野別の事業概要

(3) 道路等の交通インフラの整備

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	効率的な道路交通ネットワークの形成 駅や港、高速道路、国道などの基幹交通と連結する道路網の形成に向けた取組を推進する。			
	中心市の役割	北海道横断自動車道や国道、道道など、市町村間を結ぶ幹線道路の整備を促進するとともに、北海道新幹線やフェリー航路ともスムーズな往来ができるような交通ネットワークの形成に向けた検討を行う。			
	関係町村の役割	小樽市と連携し、道路ネットワークの形成に向けて取り組む。			
事業の概要		小樽市との間の国道・道道の整備促進、北海道横断自動車道・小樽～余市間の早期着工や北海道新幹線札幌延伸が決定されるよう、関係機関との連携を図ります。			
事業名	15 地域交通基盤整備推進事業	実施主体	全市町村		
事業内容	圏域内の道路ネットワークの利便性の向上を図るため、圏域を構成している周辺町村と共同で、市町村間を結ぶ国道・道道の整備等について、関係機関と調整を図っていくとともに、高速道路や北海道新幹線と連結する交通ネットワークについて検討します。				
取組成果	国などの関係機関と連携を図り、市町村間を結ぶ幹線道路の整備を行うことにより、圏域内の基幹交通のネットワーク化が図られます。				
年度別 事業費(千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	869	869	866	960	13,041
充当財源	国庫補助金				



【第2次ビジョン】 政策分野別の事業概要

③ 道路等の交通インフラの整備

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	効率的な道路交通ネットワークの形成 駅や港、高速道路、国道などの基幹交通と連結する道路網の形成に向けた取組を推進する。			
	中心市の役割	北海道横断自動車道や国道、道道など、市町村間を結ぶ幹線道路の整備を促進するとともに、北海道新幹線やフェリー航路ともスムーズな往来ができるような交通ネットワークの形成に向けた検討を行う。			
	関係町村の役割	小樽市と連携し、道路ネットワークの形成に向けて取り組む。			
事業の概要		圏域内の国道・道道の整備促進、北海道横断自動車道(共和～小樽間)の早期完成や北海道新幹線の札幌までの早期開業が図られるよう、関係機関との連携を図ります。			
事業名	16 地域交通基盤整備推進事業	実施主体	全市町村		
事業内容	圏域内の道路ネットワークの利便性の向上を図るため、圏域を構成している周辺町村と共同で、市町村間を結ぶ国道・道道の整備等について、関係機関と調整を図っていくとともに、高速道路や北海道新幹線と連結する交通ネットワークについて検討します。				
取組成果	国などの関係機関と連携を図り、市町村間を結ぶ幹線道路の整備を行うことにより、圏域内の基幹交通のネットワーク化が図られます。				
年度別 事業費(千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	—————▶				
充当財源					

【現行ビジョン】 政策分野別の事業概要

(4) 生産者と消費者との連携による地産地消

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	新鮮で安全な地元農水産物の圏域内消費 地元農水産物を安心して消費できる体制を整え、新鮮さ、おいしさ及び安全性をPRする。
	中心市の役割	ア 圏域内の農業者及び漁業者とホテル等の飲食店の調理人とが連携して実施する取組（味覚フェスティバル等の開催）を支援し、圏域内の食材や調理方法のPRを行う。 イ 区域内の商業施設で行われる産地直売イベントに参加し、圏域内の新鮮で安全な地元農水産物のPRを行い、販売促進に協力する。
	関係町村の役割	ア 生産者とホテル等の飲食店の調理人とが連携して実施する取組を小樽市と協力して支援する。 イ 産地直売イベントに参加するとともに、地元の公共施設や集客施設などを活用して、圏域内の新鮮で安全な地元農水産物のPRを行い、販売促進に協力する。
事業の概要		圏域内で生産される新鮮で安心・安全な農水産物や加工品を広く地域住民に周知を図るとともに、イベントの開催や商業施設で開催される産地直売に参加し、消費拡大を図ります。

事業名	16 地元農水産物魅力度アップ事業	実施主体	全市町村
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○圏域内の農水産物に関する情報の収集と発信 各市町村が地元で生産される農水産物の魅力を知ってもらうために開催しているイベントや圏域内で生産される農水産物、直売所、体験農園などの情報を収集し、圏域内外に発信します。 ○イベントへの参加 圏域内の商業施設等で開催されるイベントに参加し、圏域内で生産される農水産物の魅力を知ってもらい、消費拡大を図ります。 ○食育の推進 健全な食生活の実現、食文化の継承の観点から、地域の食材に関する様々な知識の向上と地域の食材の活用を推進するための取組を行います。 		
取組成果	圏域内の地産地消の取組や農商工連携の取組を推進することにより、圏域内で生産される食材の魅力を知ってもらうことで、消費拡大による地域経済の活性化につながります。		
年度別 事業費（千円）	平成22年度 6,955	平成23年度 10,885	平成24年度 8,150
			平成25年度 14,642
			平成26年度 13,069
充当財源	国庫補助金、起債：過疎債、北海道市町村振興協会助成金		

(変更なし)

【第2次ビジョン】 政策分野別の事業概要

④ 生産者と消費者との連携による地産地消

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	新鮮で安全な地元農水産物の圏域内消費 地元農水産物を安心して消費できる体制を整え、新鮮さ、おいしさ及び安全性をPRする。
	中心市の役割	ア 圏域内の農業者及び漁業者とホテル等の飲食店の調理人とが連携して実施する取組（味覚フェスティバル等の開催）を支援し、圏域内の食材や調理方法のPRを行う。 イ 区域内の商業施設で行われる産地直売イベントに参加し、圏域内の新鮮で安全な地元農水産物のPRを行い、販売促進に協力する。
	関係町村の役割	ア 生産者とホテル等の飲食店の調理人とが連携して実施する取組を小樽市と協力して支援する。 イ 産地直売イベントに参加するとともに、地元の公共施設や集客施設などを活用して、圏域内の新鮮で安全な地元農水産物のPRを行い、販売促進に協力する。
事業の概要		圏域内で生産される新鮮で安心・安全な農水産物や加工品を広く地域住民に周知を図るとともに、イベントの開催や商業施設で開催される産地直売に参加し、消費拡大を図ります。

事業名	17 地元農水産物魅力度アップ事業	実施主体	全市町村
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○圏域内の農水産物に関する情報の収集と発信 各市町村が地元で生産される農水産物の魅力を知ってもらうために開催しているイベントや圏域内で生産される農水産物、直売所、体験農園などの情報を収集し、圏域内外に発信します。 ○イベントへの参加 圏域内の商業施設等で開催されるイベントに参加し、圏域内で生産される農水産物の魅力を知ってもらい、消費拡大を図ります。 ○食育の推進 健全な食生活の実現、食文化の継承の観点から、地域の食材に関する様々な知識の向上と地域の食材の活用を推進するための取組を行います。 		
取組成果	圏域内の地産地消の取組や農商工連携の取組を推進することにより、圏域内で生産される食材の魅力を知ってもらうことで、消費拡大による地域経済の活性化につながります。		
年度別 事業費（千円）	平成27年度	平成28年度	平成29年度
			平成30年度
			平成31年度
充当財源			

【現行ビジョン】 政策分野別の事業概要

(5) 地域内外の住民との交流及び移住

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	北しりべし地域の魅力の発信による移住及び長期居住の促進 首都圏を中心に北しりべし地域の暮らしの情報を発信するとともに、居住や長期滞在などの希望に対応できる体制をつくる。
	中心市の役割	ア 東京や大阪などの大都市に加え、札幌周辺の都市において、北しりべし地域の自然や気候、産業、住宅、物価、イベントなど、暮らしに関する情報を発信する。 イ 北しりべし地域への居住や季節居住、二地域居住などの希望に対応できるよう宿泊施設や不動産業者と連携して取り組む。
	関係町村の役割	区域内における暮らしに関する情報やイベント情報などを小樽市とともに発信し、居住体験や長期滞在を推進する。
事業の概要		ホームページや首都圏で開催されるイベントの参加により、首都圏を中心に暮らしの情報や観光、食の魅力を情報発信するとともに、移住体験への参加を促し、圏域の魅力の周知を図ります。

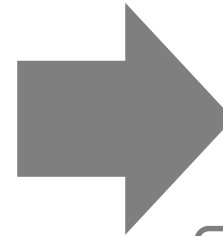
事業名	17 移住・交流促進事業	実施主体	全市町村		
事業内容	○交流施設の運営 温泉施設及び自然体験施設など、多くの人たちが集まる温泉施設やキャンプ場などを運営し、圏域内外の住民との交流を図ります。 ○移住促進 「おたる移住・交流推進事業研究会」で展開している事業において、小樽市のほか、関係町村の地域の魅力や暮らしの情報、移住体験、就農者を受け入れるための支援等、定住促進の取組をホームページで情報発信するとともに、首都圏等で開催されるイベントで紹介します。				
取組成果	広域的な視点での暮らしの情報を提供することができ、交流・移住促進につながります。				
年度別 事業費(千円)	平成22年度 244,925	平成23年度 26,521	平成24年度 34,765	平成25年度 47,691	平成26年度 54,232
充当財源	国庫補助金、起債：過疎債、北海道市町村振興協会助成金				

【第2次ビジョン】 政策分野別の事業概要

⑤ 圏域内外の住民との交流及び移住

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	圏域の魅力の発信による移住及び長期居住の促進 首都圏を中心に圏域における暮らしの情報を発信するとともに、居住や長期滞在などの希望に対応できる体制をつくる。
	中心市の役割	ア 東京や大阪などの大都市に加え、札幌周辺の都市において、北しりべし地域の自然や気候、産業、住宅、物価、イベントなど、暮らしに関する情報を発信する。 イ 北しりべし地域への居住や季節居住、二地域居住などの希望に対応できるよう宿泊施設や不動産業者と連携して取り組む。
	関係町村の役割	区域内における暮らしに関する情報やイベント情報などを小樽市とともに発信し、居住体験や長期滞在を推進する。
事業の概要		ホームページや首都圏で開催されるイベントの参加により、首都圏を中心に暮らしの情報や観光、食の魅力を情報発信するとともに、移住体験への参加を促し、圏域の魅力の周知を図ります。

事業名	18 移住・交流促進事業	実施主体	全市町村		
事業内容	○ <u>圏域内外の住民との交流促進</u> <u>多くの人たちが集まる温泉施設やキャンプ場などの自然体験施設の運営を通じ、</u> 圏域内外の住民との交流を図ります。 ○移住促進 地域の魅力や暮らしの情報、移住体験、就農者を受け入れるための支援等の取組をホームページで情報発信するとともに、首都圏等で開催されるイベントで紹介します。				
取組成果	広域的な視点での暮らしの情報を提供することができ、移住・交流促進につながります。				
年度別 事業費(千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
充当財源					



記載内容の修正

【現行ビジョン】 政策分野別の事業概要

(取組なし)

【第2次ビジョン】 政策分野別の事業概要



協 定 書 の 内 容	協定項目・ 取組事項	圏域における情報共有・情報提供の充実 圏域内の各市町村が持つ行政情報等を共有し、住民に積極的に提供する仕 組をつくる。
	中心市の役割	圏域内の各市町村が作成する広報誌や各種パンフレット等を集約し、圏域 全体の行政情報等を定期的に更新しながら、一体的に各市町村の住民に提供 する仕組みを構築する。
	関係町村の役割	各種行政情報等を小樽市に提供するとともに、小樽市から提供された圏域 全体の当該情報等を住民に提供する。
事業の概要		北しりべし定住自立圏の取組の圏域内住民への周知・浸透や交流の促進を 目的として、共生ビジョンに基づき実施している事業のほか、各市町村の行政 情報等を一体的に各市町村において住民に提供します。

事業名	1.9 圏域における情報共有・情報提供推進事業		実施主体	全市町村	
事業内容	圏域市町村の行政情報等を一体的に各市町村において住民に提供し、北しり べし定住自立圏の取組の圏域内住民への周知・浸透や交流の促進を図ります。				
取組成果	各市町村の行政情報等を圏域内の住民が共有でき、交流の促進につながりま す。				
年度別 事業費(千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
充当財源					

【現行ビジョン】 政策分野別の事業概要

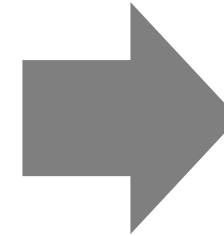
4 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の事業概要

(1) 人材育成

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	地域をけん引する人材の育成及び確保 圏域全体の事業の円滑化を図るため、人材を育成し、及び専門的知識や広い見識を有する人材を確保する。
	中心市の役割	ア 国立大学法人小樽商科大学との包括的な連携協定に基づき開催される研修、交流などに際し、関係町村の職員等に参加の機会を提供する。 イ 区域内の高等教育機関が実施する公開講座、政策研究、企業経営相談などの事業について、関係町村に情報を提供する。 ウ 専門的知識や広い見識を有する人材を確保するため、民間企業等の経験者の職員採用や北海道等の自治体職員との相互人事交流を進める。
	関係町村の役割	小樽市から情報提供があった公開講座等について、必要に応じ、職員や関係者を派遣する。
事業の概要		小樽市や各団体が主催する講演会のほか、小樽市内の高等教育機関が実施する公開講座などを圏域内の住民にも参加できる機会を提供し、広く見識を有した人材を育成します。

事業名	18 地域人材育成事業	実施主体	小樽市		
事業内容	○各種セミナーの開催 小樽市が開催する対岸貿易セミナーや、市民公開講座、異業種交流グループが行うオープンセミナーのほか、市内の高等教育機関が実施する公開講座などを圏域内の企業や住民が参加できる機会を提供し、人材育成を図ります。				
取組成果	将来、圏域を担う人材を育成することができます。				
年度別 事業費(千円)	平成22年度 41	平成23年度 59	平成24年度 —	平成25年度 —	平成26年度 —
充当財源					

事業名	19 魅力ある圏域づくり推進事業	実施主体	小樽市		
事業内容	○北しりべし住民会議(仮称)の設置 魅力ある圏域づくりを行うために、各地域の各分野で活躍している人材の連携を推進し、地域課題の発見と解決を図るための場の創出を図ります。				
取組成果	持続可能な圏域を形成するための事業が円滑に進めることができ、地域課題の解決が図られます。				
年度別 事業費(千円)	平成22年度 —	平成23年度 —	平成24年度 —	平成25年度 —	平成26年度 —
充当財源					



【第2次ビジョン】 政策分野別の事業概要

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の事業概要

① 人材育成

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	地域をけん引する人材の育成及び確保 圏域全体の事業の円滑化を図るため、人材を育成し、及び専門的知識や広い見識を有する人材を確保する。
	中心市の役割	ア 国立大学法人小樽商科大学との包括的な連携協定に基づき開催される研修、交流などに際し、関係町村の職員等に参加の機会を提供する。 イ 区域内の高等教育機関が実施する公開講座、政策研究、企業経営相談などの事業について、関係町村に情報を提供する。 ウ 専門的知識や広い見識を有する人材を確保するため、民間企業等の経験者の職員採用や北海道等の自治体職員との相互人事交流を進める。
	関係町村の役割	小樽市から情報提供があった公開講座等について、必要に応じ、職員や関係者を派遣する。
事業の概要		小樽市や各団体が主催する講演会のほか、小樽市内の高等教育機関が実施する公開講座などへ圏域内の住民にも参加できる機会を提供し、広く見識を有した人材を育成します。

事業名	20 地域人材育成事業	実施主体	小樽市		
事業内容	○各種セミナーの開催 小樽市が開催する商工業振興施策説明会や、各種団体等が行うオープンセミナーのほか、市内の高等教育機関が実施する公開講座などに圏域内の企業や住民が参加できる機会を提供し、人材育成を図ります。				
取組成果	将来、 <u>圏域</u> を担う人材を育成することができます。				
年度別 事業費(千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
充当財源	—————▶				

事業名	21 魅力ある圏域づくり推進事業	実施主体	小樽市		
事業内容	○北しりべし住民会議(仮称)の設置 魅力ある圏域づくりを行うために、各地域の各分野で活躍している人材の連携を推進し、地域課題の発見と解決を図るための場の創出を図ります。				
取組成果	持続可能な圏域を形成するための事業が円滑に進めることができ、地域課題の解決が図られます。				
年度別 事業費(千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
充当財源	—————▶				

【現行ビジョン】 政策分野別の事業概要

(2) 圏域内市町村の職員の能力向上

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	職員の能力向上 職員の資質及び政策課題への対応力を高める。
	中心市の役割	小樽市が実施する職員研修に関する情報を関係町村に提供し、関係町村の職員が参加する機会を設けるとともに、圏域内市町村において、合同研修を開催する。
	関係町村の役割	小樽市が実施する職員研修に必要なに応じて職員を参加させるとともに、小樽市と連携して合同研修を開催する。
事業の概要		圏域内における各自治体間の職員の連携強化を図るため、小樽市が実施する職員研修に関係町村の職員が参加する機会を設けます。

事業名	20 圏域職員合同研修事業	実施主体	小樽市		
事業内容	圏域内の自治体職員の資質や能力向上を図るため、合同で研修会を開催します。				
取組成果	地域の課題が複雑化・多様化している中で、地域住民の要望に対応できるよう圏域の職員を対象に合同で研修を行うことにより、職員の資質と能力の向上が期待できます。				
年度別 事業費(千円)	平成22年度 268	平成23年度 —	平成24年度 —	平成25年度 —	平成26年度 —
充当財源					

【第2次ビジョン】 政策分野別の事業概要

取組内容の見直し

② 圏域内市町村職員間における情報交換や意見交換の場の積極的活用

協定書の 内容	協定項目・ 取組事項	情報交換・意見交換の場の活用 職員間の情報交換や意見交換の場を積極的に設け活用する。
	中心市の役割	小樽市の各部局から積極的に関係町村に対し情報提供を図るとともに、意見交換の場を積極的に設け、意思疎通を図る。
	関係町村の役割	小樽市の各部局からの情報提供や意見交換の場への参加を通じ、意思疎通を図るとともに、関係町村からも必要に応じて情報提供や意見交換の場を設けることに努める。
事業の概要		圏域内における各自治体間の職員の連携強化を図るため、情報交換や意見交換の場を積極的に設け、その活用を図ります。

事業名	22 圏域職員間の情報交換等強化事業	実施主体	全市町村		
事業内容	圏域内の自治体職員間の情報交換や意見交換の場の積極的活用により、意思疎通の強化を図ります。				
取組成果	地域の課題が複雑化・多様化している中で、共通認識が図られ、円滑な広域行政の推進が期待できます。				
年度別 事業費(千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
充当財源					

